

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 中心市街地活性化担当課

平成26年4月1日に、中心市街地活性化を担当し関係部署を総括する組織として、企画振興部総合政策課に兼任職員3名を配置し、さらに平成26年11月1日から平成31年3月31日まで協議会事務局支援として専任職員を1名配置しました。現在は、令和5年4月1日の倉吉市機構改革により経済観光部しごと定住促進課に所管替えを行っており、4名体制としています。

(2) 倉吉市中心市街地活性化推進本部

各部署の連携を図り、中心市街地活性化に関する施策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、中心市街地活性化に係る部署で構成する庁内の総合調整のための組織「倉吉市中心市街地活性化推進本部」を、平成26年5月26日に設置しています。

◆倉吉市中心市街地活性化推進本部の構成

本部長	副市長
副本部長	経済観光部長
本部員	総務部長
本部員	市民生活部長
本部員	健康福祉部長
本部員	建設部長
本部員	上下水道局長
本部員	教育委員会事務局長

◆倉吉市中心市街地活性化推進本部における検討課題

開催	日時	検討議題
平成26年度 第1回	平成26年7月2日	(1) 推進本部の設置について (2) 中活法の概要、国の支援制度について (3) 中心市街地の現状、課題について (4) 今後のスケジュールについて
平成26年度 第2回	平成26年8月22日	(1) 倉吉市及び中心市街地の現状、課題について (2) 中心市街地の考え方とその方向性について (3) 中心市街地活性化に関する意見交換会、説明会の開催について (4) 基本計画掲載事業の検討状況について
平成26年度 第3回	平成26年9月24日	(1) 中心市街地活性化に関するアンケート調査結果について (2) 中心市街地活性化に関する意見交換会の結果について (3) 倉吉市の中心市街地の将来像、基本的な方針と目標について
平成26年度 第4回	平成26年11月5日	(1) 基本的な方針、目標（指標、数値目標）の設定について (2) 中心市街地の区域について (3) 事業について
平成26年度 第5回	平成27年2月16日	(1) 内閣府との事前協議について (2) 倉吉市中心市街地活性化基本計画（素案）について
平成26年度 第6回	平成27年3月20日	(1) 倉吉市中心市街地活性化基本計画（案）について
平成28年度 第1回	平成28年4月6日	(1) 倉吉市中心市街地活性化基本計画の変更について

平成 28 年度 第 2 回	平成 29 年 1 月 17 日	(1) 倉吉市中心市街地活性化基本計画の変更について
平成 29 年度 第 1 回	平成 29 年 4 月 11 日	(1) 倉吉市中心市街地活性化基本計画の変更について
平成 29 年度 第 2 回	平成 29 年 5 月 22 日	(1) 倉吉市中心市街地活性化基本計画の変更について
平成 29 年度 第 3 回	平成 30 年 1 月 9 日	(1) 倉吉市中心市街地活性化基本計画の変更について
平成 30 年度 第 1 回	平成 31 年 2 月 5 日	(1) 倉吉市中心市街地活性化基本計画の変更について
令和元年度 第 1 回	令和元年 5 月 8 日	(1) 第 2 期基本計画掲載事業の検討状況について (2) 今後のスケジュールについて
令和元年度 第 2 回	令和元年 7 月 26 日	(1) 第 2 期基本計画掲載事業の検討状況について (2) 今後のスケジュールについて
令和元年度 第 3 回	令和元年 9 月 24 日	(1) 第 2 期基本計画掲載事業の検討状況について (2) 目標（指標、数値目標）の設定について (3) 今後のスケジュールについて
令和元年度 第 4 回	令和元年 11 月 11 日	(1) 中心市街地活性化に関するアンケート調査について (2) 中心市街地活性化に関する意見交換会について (3) 今後のスケジュールについて
令和元年度 第 5 回	令和元年 12 月 24 日	(1) 倉吉市中心市街地活性化基本計画（素案）について
令和元年度 第 6 回	令和 2 年 1 月 16 日	(1) 倉吉市中心市街地活性化基本計画（案）について
令和 6 年度 第 1 回	令和 6 年 6 月 3 日	(1) 第 3 期基本計画策定スケジュールについて (2) 第 3 期基本計画の概要について
令和 6 年度 第 2 回	令和 6 年 8 月 5 日	(1) 第 3 期基本計画の素案提出について (2) 計画掲載事業の検討について
令和 6 年度 第 3 回	令和 6 年 10 月 7 日	(1) 第 3 期基本計画掲載事業の検討状況について (2) 今後のスケジュールについて

(3) 令和 4 年度以降の倉吉市議会における中心市街地活性化に関する審議又は討議の内容等
(市長が答弁したもの)

開催日	内容
令和 4 年 6 月 6 月定例会	(質問要旨) 街なみの保存・環境整備等について、中心市街地の活性化の観点から、危険建物等の対応、空き家・空き地の有効活用はどうなっているか。 (答弁要旨) 危険建物等の対応については、平成 31 年 3 月に倉吉市空家等対策計画を策定し、特定空家に対する対応を進めている。 通常は、所有者等への助言・指導等を行い、適切な管理を指導している。除却、解体に対しては、助成制度を設けて、適切な除却の取組を進めている。 また、官民連携で相談窓口をこの本年 3 月に設け、適切な空き家問題の解決に向けた取組を進めている。さらに、非常に倒壊等の危険があり、所有者が対応できない場

	合は行政代執行の実施を計画しているところである。
令和4年6月 6月定例会	(質問要旨) 歩きたくなる街づくりについて、一つは、倉吉市は、歩行者に優しいウォーカブル推進都市に名のりを上げており、その概要と取組の現状について。もう一つは、歩行者利便増進道路制度の概要と、これを市の重点施策として積極的に取り組む考えがあるか。 (答弁要旨) ウォーカブル推進都市は、居心地が良く歩きたくなる街を目指す取り組みであり、倉吉市は令和元年に賛同した。市は以前から徒歩圏内での観光客の回遊性を高めるため、町並み整備やイベント開催を行ってきた。ウォーカブル推進都市では、まちづくりの支援措置として、固定資産税の軽減や駐車場の規制が行われている。現時点で具体的な取り組みはないが、過去に歩行ネットワークの整備やイベントが実施された。さらに、歩行者利便増進道路「ほこみち」制度は、歩行者中心の道路空間を構築するために創設されたが、こちらも具体的な事業はまだ行われていない。今後、県立美術館の開館に伴い、周遊滞在エリアのモビリティ向上を図り、これらの制度の活用を検討していく予定である。
令和4年9月 9月定例会	(質問要旨) 周遊滞在型観光地モビリティ向上計画の推進状況、実証実験と実施計画について。 (答弁要旨) 令和7年の県立美術館の開館を見据えて、県立美術館から白壁土蔵群、円形劇場くらしよしフィギュアミュージアムや小川家住宅までのエリアの周遊や滞在を促すために、モビリティの導入を計画しているところである。このエリアは観光地であると同時に、地域住民の生活の場であるということも踏まえ、観光客の利便性向上と併せ、地域住民の暮らしよさの向上を図る「くらしよし倉吉」を意識して、現在進めてきている。交通体系づくり部会、魅力づくり部会、地域連携強化部会といった3部会で地域の魅力づくりや地域コミュニティの活性化を促す取組を検討している。10月から11月の2か月にかけてこの実証実験の実施を予定している。来年1月頃には計画の成案を固め、2月にはパブコメ、年度末には計画を策定して、次年度以降の環境整備につなげていきたい。
令和4年9月 9月定例会	(質問要旨) 中心市街地に対する観光客の入込み数は市でどのように捉えているか。 (答弁要旨) お盆の時期の観光客は、昨年比べて3,000人ぐらいは増加したということであるが、令和元年度は1万6,500名程度であり、70%から80%程度の回復状況である。白壁土蔵群の今の観光客の入込み状況も、令和元年度の状況に比べ、7割程度しか回復していない状況であるため、感染予防と観光政策を展開して、観光誘客を努めていく必要があると認識している。 今後の取組は、観光産業を維持していくことと、観光地の魅力向上の2つの視点で今進めている。観光産業の維持という面では、くらしよしプレミアムクーポン、市内の周遊滞在ツアーの造成、観光商品造成セールスプロモーション業務の実施、がんばる

	事業者福高応援事業の実施などで、事業者の支援を推進している。 観光地の魅力向上の取組は、JRの「あめつち」を活用した着地型観光ツアーの造成、「ひなビタ♪」10周年イベントのポップカルチャーを活用した観光客の誘客事業、中部1市4町と鳥取中部観光推進機構と連携し、インバウンドの誘致に向けた旅行支援制度の創設などを進めてきている。今後も御指摘の観光入り込み客数に注視しながら、事業の成果等も分析ししっかり行いつつ、にぎわい、元気活力の創出に努めていきたいと思っている。
令和4年9月 9月定例会	(質問要旨) チャレンジショップの市としての支援体制について、営業期間が半年を超えた範囲では最長1年までとなっているが、鳥取市のように2年、3年対応できるようにしてあげるといふことも、本人、事業者の希望であれば、考えていただきたい。食彩館等についても非常に頑張っておられるが、厳しい状況にある。前進した回答をいただきたい。 (答弁要旨) チャレンジショップ事業は平成16年に開始され、これまでに46人が卒業し、そのうち30人が独立開業、現在も白壁土蔵群周辺で約20人が店を構えている。事業者の希望に応じて、支援期間を1年まで延長するなど、柔軟な対応が取られている。パープルタウンのチャレンジショップは現在中止されているが、状況に応じて再開を検討する予定である。食彩館には11テナントが入居しており、コロナ禍では減免措置を実施した。今後は新たな展開や販路開拓に向けた支援を行う予定である。
令和4年9月 9月定例会	(質問要旨) 市が建設した中心市街地の施設について、その活用方法を本気で考えるべきである。特に物産館等やトイレについては、市が責任を持って有効活用を検討すべきである。 (答弁要旨) ふるさと物産館やトイレは、観光やまちづくりに重要な資源だと考えている。継続ができるような事業者の支援等を検討していきたい。
令和4年12月 12月定例会	(質問要旨) グリーンスローモビリティの活用は有効であり、今後の台数や運転手、ガイドの確保が重要である。また、IT技術を活用し、買い物やポイントシステムなどの付加価値を追加することで、さらに利用が促進される可能性がある。さらに、中心市街地だけでなく、上井地区でも小型モビリティを活用することを提案する。また、倉吉市の空き家件数は減少しているように見えるが、実際には独居老人や高齢者世帯が多く、潜在的な空き家が増えている。最後に、空き家の実態把握や認定方法についてはどうか。 (答弁要旨) 倉吉市の空き家の実態把握と認定方法について、平成24年から28年に自治公民館の協力を得て実態調査を行い、鳥取県中部地震後の平成30年にも調査を実施した。日々のパトロールや所有者からの相談、市民からの情報提供に基づき、月ごとに空き家登録件数を公表している。また、空き家となった場合は担当課に登録を依頼し、官

	民連携事業「akisol」の窓口でも情報収集を行っている。 空き家の認定は、1年以上居住や使用がない場合に行われ、現地調査や聞き取りで確認される。特定空家として認定された場合は、外観の老朽度や周辺への影響を考慮し、行政指導も実施している。登録件数は平成30年の879戸から、現在は822戸となっている。
令和5年3月 3月定例会	(質問要旨) 倉吉市に循環バスを走らせるべき (答弁要旨) 鳥取県中部地域公共交通網形成計画を定めて平成30年度からその計画に従った取組を進めてきたところであるが、令和6年度末で終了する。令和7年度には、新たな計画を策定して次の計画を運用していくというような段階に来ている。市内循環バスは、10月に中心市街地を走らせたときにも、非常に好評でもあり、一定のニーズはあると思っている。市内循環バスの導入に向けてのニーズも含めて、この計画策定に向けて市街地を含めた中部地域の交通網の計画を策定したいと思っている。定期バスや昨年末に行った100円バスの乗車人数というのは非常に低い少ない状況であるため、中部地域の交通網の計画策定に今後しっかり取り組んでいきたい。
令和5年6月 6月定例会	(質問要旨) 本通り経由のバス路線の変更について (答弁要旨) 鳥取県中部地域公共交通協議会は、地域公共交通計画および利便増進実施計画に基づき、中部圏域全体のバス路線再編を進めている。今回の変更は、中心市街地のダイヤ見直しや、病院や行政機関へのアクセス向上を目的として実施されたものである。10月には北側ルートから南側ルートへの変更を行い、病院等へのアクセス改善に一定の効果があったと考えられる。しかし、事業者への周知が不十分であったことについては謝罪する。令和7年度からの新計画策定に向け、事業者と協力し、中心市街地通過路線の再検証を行う予定である。

〔２〕 中心市街地活性化協議会に関する事項

倉吉市中心市街地活性化協議会の概要

平成26年10月16日、中心市街地活性化法第15条に基づき、まちづくり会社である株式会社赤瓦と倉吉商工会議所が設立発起人となり、「倉吉市中心市街地活性化協議会」が設立されています。

事務局は、倉吉商工会議所と株式会社赤瓦が協働運営し、事務所を赤瓦一号館に置き、経済界、商業者及び商業団体、医療・福祉団体、教育・文化団体、自治連合会、交通事業者、金融機関、まちづくり団体、行政機関等多様な関係者で構成され、基本計画に基づく中心市街地活性化の取組の協議、民間事業の掘り起こしやコーディネート、事業実施の支援を行います。

① 倉吉市中心市街地活性化協議会構成員について

◆倉吉市中心市街地活性化協議会構成員（順不同）

令和6年7月8日現在

構成団体及び構成団体における役職	役職	法令根拠
倉吉商工会議所	会頭	第15条第1項
株式会社赤瓦	代表取締役	第15条第1項
倉吉信用金庫	理事長	第15条第4項
鳥取県中部総合事務所	所長	第15条第7項
倉吉市	市長	第15条第4項
倉吉銀座商店街振興組合	理事長	第15条第4項
上井商工連盟	会長	第15条第4項
JR 西日本倉吉駅	駅長	第15条第4項
日ノ丸自動車(株)倉吉営業所	所長	第15条第4項
日本交通(株)倉吉営業所	顧問	第15条第4項
公益社団法人鳥取県中部医師会	会長	第15条第8項
一般社団法人鳥取県建築士事務所協会	副会長・中部支部長	第15条第8項
鳥取看護大学・鳥取短期大学	理事長	第15条第8項
(株)新日本海新聞社中部本社	執行役員・中部本社総局長	第15条第8項
倉吉市ホテル旅館組合	組合長	第15条第8項
倉吉市自治公民館連合会	会長	第15条第8項
鳥取中部ふるさと広域連合消防署	消防署長	第15条第4項
NPO 法人ふるさと遊誘駅舎館	理事長	第15条第4項
倉吉異業種交流プラザ	会長	第15条第4項
倉吉市民生児童委員連合協議会	上井地区会長	第15条第4項
中部タクシー共同組合	理事長	第15条第4項
(株)ひまわり企画倉吉シティホテル	代表取締役	第15条第4項
一般社団法人倉吉観光 MICE 協会	会長	第15条第4項
特定非営利活動法人 未来	理事長	第15条第4項
明倫まちづくり合同会社	代表社員	第15条第4項
(有)中井ハウジング	取締役	第15条第4項

(株)チュウブ	代表取締役社長	第 15 条第 4 項
倉吉商工会議所青年部	会長	第 15 条第 4 項
あきない中心倉	会長	第 15 条第 4 項
倉吉市社会福祉協議会	会長	第 15 条第 4 項
公立大学法人 公立鳥取環境大学	理事長	第 15 条第 4 項
鳥取中央農業協同組合	代表理事組合長	第 15 条第 4 項
一般財団法人小川記念館財団	代表理事	第 15 条第 4 項
鳥取大学地域学部	学部長	第 15 条第 4 項
株式会社アナログ	代表取締役	第 15 条第 4 項
倉吉町並み保存会	会長	第 15 条第 4 項
株式会社円形劇場	代表取締役	第 15 条第 4 項
株式会社本内家具	代表取締役会長	第 15 条第 4 項
倉吉ビール株式会社	代表取締役	第 15 条第 4 項
株式会社打吹回廊	代表取締役	第 15 条第 4 項

② 開催状況について

◆倉吉市中心市街地活性化協議会の開催状況

開催日時	検討議題等
平成 26 年 10 月 16 日 第 1 回協議会 (協議会の設立総会)	・協議会の設立（規約の制定） ・役員の選任 ・タウンマネージャーの選任
平成 27 年 3 月 2 日 第 2 回協議会	・倉吉市中心市街地活性化基本計画（素案）について
平成 27 年 3 月 30 日 第 3 回協議会	・協議会の推進体制等について ・倉吉市中心市街地活性化基本計画（案）について ・平成 27 年度タウンマネージャーの選任について ・倉吉市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見について
平成 27 年 5 月 29 日 平成 27 年度第 1 回協議会	・平成 26 年度倉吉市中心市街地活性化協議会事業報告（案）について ・平成 26 年度倉吉市中心市街地活性化協議会収支決算（案）について ・平成 26 年度倉吉市中心市街地活性化協議会監査報告 ・平成 27 年度倉吉市中心市街地活性化協議会事業計画（案）について ・平成 27 年度倉吉市中心市街地活性化協議会収支予算（案）について ・基本計画の認定状況及び掲載事業の進捗について
平成 27 年 9 月 4 日 平成 27 年度第 2 回協議会	・基本計画の認定について ・ホームページの開設及び情報配信サービス「くらよし中活だより」について

	・倉吉市中心市街地活性化エリア別ワークショップの開催について ・基本計画掲載事業（民間事業）の進捗等について
平成 28 年 1 月 27 日付け倉吉市意見照会に対する平成 28 年 2 月 9 日付け回答	・基本計画の第 1 回変更について
平成 28 年 5 月 10 日 平成 28 年度第 1 回協議会	・基本計画掲載事業の進捗状況について ・平成 27 年度倉吉市中心市街地活性化協議会事業報告について ・平成 27 年度倉吉市中心市街地活性化協議会収支決算について ・平成 27 年度倉吉市中心市街地活性化協議会監査報告 ・役員改選について ・倉吉市中心市街地活性化協議会設置規約の改正について ・平成 28 年度倉吉市中心市街地活性化協議会事業計画（案）について ・平成 28 年度倉吉市中心市街地活性化協議会収支予算（案）について
平成 28 年 10 月 19 日 平成 28 年度第 2 回協議会	・平成 28 年度倉吉市中心市街地活性化協議会収支予算の補正（案）について
平成 29 年 2 月 10 日 平成 28 年度第 3 回協議会	・認定基本計画の第 3 回変更（H29.3 月変更分）案について
平成 29 年 4 月 11 日付け倉吉市意見照会に対する平成 29 年 4 月 20 日付け回答	・基本計画の第 4 回変更について
平成 29 年 6 月 1 日 平成 29 年度第 1 回協議会	・平成 28 年度倉吉市中心市街地活性化協議会事業報告について ・平成 28 年度倉吉市中心市街地活性化協議会収支決算について ・平成 28 年度倉吉市中心市街地活性化協議会監査報告役員の選任について ・平成 29 年度倉吉市中心市街地活性化協議会事業計画（案）について ・平成 29 年度倉吉市中心市街地活性化協議会収支予算（案）について ・基本計画の第 5 回変更（H29.7 月変更分）について ・基本計画掲載事業の進捗状況について ・今後のスケジュールについて
平成 30 年 2 月 9 日	・認定基本計画の第 6 回変更（H30.3 月変更分）案につ

平成 29 年度第 2 回協議会	いて
平成 30 年 6 月 12 日 平成 30 年度第 1 回協議会	・平成 29 年度倉吉市中心市街地活性化協議会事業報告について ・平成 29 年度倉吉市中心市街地活性化協議会収支決算について ・平成 29 年度倉吉市中心市街地活性化協議会監査報告 ・平成 30 年度倉吉市中心市街地活性化協議会事業計画（案）について ・平成 30 年度倉吉市中心市街地活性化協議会収支予算（案）について ・倉吉市中心市街地活性化協議会の役員の選任について ・基本計画掲載事業の進捗状況について
平成 31 年 2 月 18 日 平成 30 年度第 2 回協議会	・認定基本計画の第 7 回変更（H31. 3 月変更分）案について ・倉吉市中心市街地活性化基本計画（民間）掲載事業の進捗について ・今後の予定について
令和元年 8 月 7 日 令和元年度第 1 回協議会	・平成 30 年度倉吉市中心市街地活性化協議会事業報告について ・平成 30 年度倉吉市中心市街地活性化協議会収支決算について ・平成 30 年度倉吉市中心市街地活性化協議会監査報告 ・令和元年度倉吉市中心市街地活性化協議会事業計画（案）について ・令和元年度倉吉市中心市街地活性化協議会収支予算（案）について ・倉吉市中心市街地活性化協議会の役員の選任について ・基本計画掲載事業の進捗について⇒総会資料に基づき説明 ・倉吉市中心市街地活性化基本計画 第 2 期計画の策定について
令和 2 年 1 月 29 日 令和元年度第 2 回協議会	・第 2 期倉吉市中心市街地活性化基本計画（案）について ・今後の予定について
令和 5 年 7 月 6 日 令和 5 年度第 1 回協議会	・令和 4 年度倉吉市中心市街地活性化協議会事業報告について ・令和 4 年度倉吉市中心市街地活性化協議会収支決算について

	・令和4年度倉吉市中心市街地活性化協議会監査報告 ・令和5年度倉吉市中心市街地活性化協議会事業計画(案)について ・令和5年度倉吉市中心市街地活性化協議会収支予算(案)について ・基本計画掲載事業の進捗について ・倉吉市中心市街地活性化基本計画 第3期計画について
令和6年1月24日 令和5年度第2回協議会(書面開催)	・認定基本計画の第1回変更(R6.3月変更分)について
令和6年7月8日 令和6年度第1回協議会	・令和5年度倉吉市中心市街地活性化協議会事業報告について ・令和5年度倉吉市中心市街地活性化協議会収支決算について ・令和5年度倉吉市中心市街地活性化協議会監査報告 ・令和6年度倉吉市中心市街地活性化協議会事業計画(案)について ・令和6年度倉吉市中心市街地活性化協議会収支予算(案)について ・役員改選について ・第2期倉吉市中心市街地活性化基本計画(民間事業)推進状況概要報告について ・倉吉市中心市街地活性化基本計画 第3期計画について
令和6年11月21日 令和6年度第2回協議会	・第3期倉吉市中心市街地活性化基本計画(案)について ・今後の予定について

③ 法15条各項の規定に適合していること

中心市街地の活性化に関する法律第15条各項の規定に適合した組織を構成していることについては、以下のとおり。

- ・第1項第1号ロの規定に基づき、当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、株式会社赤瓦を組織の構成員としている。
※株式会社赤瓦 発行可能株式総数2,400株の内、倉吉市保有数100株(4.17%)
- ・第1項第2号イの規定に基づき、当該中心市街地における経済活動の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、倉吉商工会議所を組織の構成員としている。
- ・第3項の規定に基づき、協議会のホームページにおいて公表を行っている。
- ・第4項の規定に基づき、行政、地域経済関係者、商業者、観光関係者、学識者、交通事業者を構成員(協議会規約第6条に基づく会員)として加えている。
- ・第5項の規定に基づき、申し出があった者は会員に加えている。

- ・第6項の規定については、協議会規約第6条に基づき参加を要請することができる。
- ・第7項の規定に基づき、関係行政機関等に協力を求めている。
- ・第8項の規定に基づき、関係団体・機関等に協力を求めている。
- ・第9項の規定に基づき、市が作成しようとする基本計画等に関し必要な事項の意見書の提出を受けている。
- ・第10項の規定に基づき、会議において協議が整った事項について、会員はその協議の結果を尊重している。
- ・第11項の規定に基づき、協議会の運営に関し必要な事項を「倉吉市中心市街地活性化協議会設置規約」で定めている。

④ 基本計画（案）に対する活性化協議会の意見書

令和6年11月22日

倉吉市長 広田 一恭 様

倉吉市中心市街地活性化協議会
会 長 河越 行夫



第3期倉吉市中心市街地活性化基本計画案について（回答）

令和6年11月21日付倉し定第704号で意見照会のありました「第3期倉吉市中心市街地活性化基本計画案」に対する当協議会としての意見は特にございせん。

【お問い合わせ】

倉吉市中心市街地活性化協議会事務局
電話 24-2340

⑤ 規約について

◆倉吉市中心市街地活性化協議会規約

第1章 総 則

(設置)

第1条 倉吉商工会議所及び株式会社赤瓦は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で倉吉市中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 本会の名称は、倉吉市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第3条 協議会は、法第9条第1項の規定により倉吉市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画、法第9条第10項に規定する認定基本計画（以下、「認定基本計画」という。）及び法第40条第1項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画の実施に必要な事項、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議することを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、第3条の目的を達成するため、法第15条第9項に基づき意見を述べるほか、次の掲げる事項について検討し、及び審議し、並びにそれらに係る事業を実施する。

- (1) 中心市街地活性化に係る事業の総合調整
- (2) 中心市街地活性化に関する会員相互の意見調整及び情報交換
- (3) 中心市街地活性化に向けた勉強会及び研修会の実施並びに情報交換
- (4) 中心市街地活性化に関する調査研究の実施
- (5) 中心市街地活性化に寄与する活動
- (6) 中心市街地の活性化に係る事業推進に関すること
- (7) その他中心市街地の活性化に関すること

(公表の方法)

第5条 協議会の活動内容は、広く倉吉市民の意見を反映させるため、協議会のホームページ並びに倉吉商工会議所の会報において公表する。

第2章 会 員

(会員)

第6条 会員は、法第15条第1項、第4項、第7項及び第8項の規定に該当するものをもって構成する。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、入会申込書により会長に申込み、幹事会の承認を得なければならない。

(退 会)

第8条 会員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。
2 会員が死亡、または解散したときは、協議会を退会したものとみなす。

(除 名)

第9条 会員が協議会の名誉を毀損し、または協議会の設立の趣旨に反する行為をしたときは、総会において会員の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の決議を行う総会においてその会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第10条 補助金を除くその他の収入による抛出金は、理由のいかんにかかわらず返還しない。

第3章 役 員

(役員)

第11条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 2名

(役員を選任)

第12条 会長、副会長、監事は、総会において会員の中から選任する。

(任 期)

第13条 役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

2 役員は、任期終了後においても次期役員が選任されるまでの間、引き続きその職務を行うものとする。

(職 務)

第14条 会長は、協議会を代表して会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは職務を代行する。

3 監事は、協議会の業務及び経理の監査の結果を総会に報告する。

第4章 タウンマネージャー、オブザーバー

(タウンマネージャー)

第15条 協議会は、第3条に掲げる目的達成のため、又は協議会における活動を円滑に進めるため、まちづくりについて専門的知見を有するタウンマネージャーを置くことができる。

2 タウンマネージャーは、会長が選任し、各種活動実施にあたり計画・調整・助言等を行う。

3 タウンマネージャーの任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

4 タウンマネージャーは、幹事会構成員及びタウンマネジメント会議構成員とする。

(オブザーバー)

第16条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためオブザーバーを置くことができる。

第5章 事業推進コーディネーター

(事業推進コーディネーター)

第17条 協議会は、必要に応じて事業推進コーディネーターを置くことができる。

2 事業推進コーディネーターの選任方法、業務、選任期間等については、別に定める「倉吉市中心市街地活性化協議会専門人材活用事業実施規程」によるものとする。

第6章 会 議

(会議)

第18条 協議会は、以下の会議を開催する。

- (1) 総会
- (2) 幹事会
- (3) タウンマネジメント会議

第7章 総 会

(総会)

第19条 総会は、毎年1回以上開催し、活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約の改正、役員の選任、その他必要と認める事項を審議する。

- 2 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 3 総会は、会員をもって構成する。
- 4 総会は、会員の半分以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会長は、会員の3分の1以上から総会開催請求があれば招集しなければならない。
- 7 総会の議事については、議事録を作らなければならない。

第8章 幹事会

(幹事会)

第20条 協議会を運営するため、幹事会を置き次の幹事を置く。

- (1) 幹事長1名
- (2) 副幹事長1名
- (3) 幹事5名以内

(幹事の選任)

第21条 幹事長、副幹事長、及び幹事は、会長が選任する。

(職務)

第22条 幹事長は、幹事会を代表して会務を統括する。

- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し幹事長事故あるときは職務を代行する。
- 3 幹事は、協議会の運営案の作成を行う。

(開催)

第23条 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

- 2 幹事会は、幹事の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 幹事会の議事は、出席幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 幹事会は、必要に応じ事業関係者をオブザーバーとして招集することができる。
- 5 幹事会の議事については、議事録を作らなければならない。

第9章 タウンマネジメント会議

(タウンマネジメント会議)

第24条 タウンマネジメント会議は、タウンマネージャー、会員及び事業主体関係者により構成し、タウンマネジメントに関する事項を協議・決定する。

- 2 タウンマネジメント会議は、タウンマネージャーが招集し、その議長となる。
- 3 タウンマネジメント会議は、必要に応じて、事業別、課題別の専門部会を設けることができる。

第10章 協 議

(協議の心得)

第25条 会員は、倉吉市中心市街地活性化に関して批判をするのではなく、具体的で建設的な協議を行わなければならない。

2 倉吉市中心市街地活性化に関する事業等への意見については、その実現を達成するために、その意見を尊重し、相互扶助の精神をもって協議を行わなければならない。

3 倉吉市中心市街地活性化に関する意見を述べる場合においては、会員は陳情や要求ではなく、自ら行動し実現することを基本として発言しなければならない。

(協議結果の尊重)

第26条 法第15条第10の規定に基づき、構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議の結果を尊重しなければならない。

第11章 事務局

(事務局)

第27条 協議会の事務局は、倉吉商工会議所及び株式会社赤瓦が運営し、事務所を赤瓦1号館内に置く。

2 事務局に、事務局長の他、必要な職員を置く。

3 事務局長は、会長が選任し、事務局を統括する。

第12章 会計

(会計)

第28条 協議会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入)

第29条 協議会の運営は、補助金及びその他収入をもってあてる。

第13章 解散

(解散)

第30条 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄付することができるものとする。

附則

1. 本規約は、平成26年10月16日から施行する。

2. 第13条第1項の規定にかかわらず、協議会設立時の役員の任期は、平成28年3月31日までとする。

3. 第19条第2項の規定にかかわらず、初めて開催される会議の招集は、協議会の設立準備に係る者が招集する。

4. 第28条第1項の規定にかかわらず、協議会の設立の日（以下「設立日」という。）の属する会計年度は、設立日から平成27年3月31日までとする。

5. この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、幹事会の承認を得て、別に定める。

附則

1. 本規約は、平成28年4月1日から施行する。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(1) 住民ニーズなどの客観的分析

① アンケート調査等

- ・基本計画の策定にあたって、次の主なアンケートの調査などの結果を参考とした。
 - ・市民意識調査（令和 5 年 4 月～6 月）
※市在住の 20 歳以上の 2,500 名（無作為抽出）、郵送アンケート
 - ・中心市街地活性化に関するアンケート（令和 6 年 7 月～8 月実施）
※市内全自治公民館長 218 名、中心市街地近隣の小中学校、保育園・認定こども園保護者ほか
 - ・倉吉商工会議所からの要望
- ※ 1 章「(3) 地域住民のニーズ等の把握・分析」参照

② 基本計画案に対する市民意見

- ・地域住民の意見を把握するため、「倉吉市中心市街地活性化基本計画（素案）」に対するパブリックコメントを、令和 6 年 10 月 9 日から 30 日まで実施した。その結果、3 名から 7 件の意見が寄せられ、本基本計画策定の参考とした。

項目	意見等	対応方針
2 章	中心市街地というエリアを限定して活性化させる必要性はあるのか。	中心市街地は、商業や居住、公共サービス等の多様な都市機能が集積した地域ですが、コミュニティの衰退や観光業・商業の落ち込みが課題となっています。こうした課題を解決するため、市が中心市街地活性化基本計画を策定し、内閣総理大臣から認定を受ければ、国から様々な支援を受けることができます。本計画により、中心市街地の活性化、ひいては市全体の活性化にも繋がるものと考えております。
4 章	打吹エリアのお店を訪れる際に、駐車場が空いていなかったり、どこに停めて良いか分からなかったりと、車でアクセスがしにくい。駐車場の整備が必要ではないか。	観光駐車場の利便性を高めるため、駐車場内を AI カメラで確認し、混雑状況を発信するシステム導入を行うこととしております。利用者はウェブ上で観光駐車場の位置と混雑状況を確認できるようになります。また、駐車場をわかりやすくするため、駐車場名称の統一的なデザインの看板を整備することとしています。引き続き、来場者の安全性、快適性を向上させるため、観光駐車場の維持整備に取り組んで参ります。
6 章	空き家対策について、所有者が地元にいなどで活用の検討の机上にも乗っていない空き家があると思うが、そういった空き家に対しても積極的に活用を促す施策が重要と考える。	空き家活用サポートセンターにおいて、まちづくり組織と連携し、空き物件の情報収集や所有者への啓発に取り組んで参ります。
6 章 7 章	若年層の流出を止めないことには活性化は難しいと感じる。若年層に魅力のある取組に期待したい。	若年層の定住を促進するため、空き家のリノベーションに対する支援や、若者が希望する業種のサテライトオフィス誘致などの取組を推進してまいります。今後とも、若年層に対する様々な支援を検討して参ります。

7 章	観光客が少ない感じがする。国内の観光客に限らず、海外からの観光客をねらって、海外の人にとって便利でわかりやすく、安心して回遊できる取り組みが必要ではないか	地域連携DMOである鳥取中部観光推進機構と連携し、鳥取県立美術館や円形劇場などの施設、そして関金地区での自然体験活動など、倉吉市の魅力的な観光スポットやアクティビティをインバウンド観光客に向けて発信するとともに、Wi-Fi の設置やキャッシュレス決済の導入促進、案内板の多言語化等、必要な環境整備について、引き続き検討を行って参ります。
7 章	観光客、特に県立美術館に来た人をターゲットにした具体的な戦略が必要ではないか。	本計画においては、具体的な内容は記載しておりませんが、県立美術館に来場された方をターゲットに、市内の観光スポットを周遊いただけるよう、関係機関とも連携をとりながら、ハード・ソフトの両面での様々な施策に取り組む予定です。具体的な戦略については検討させていただきます。
7 章	牛骨ラーメン以外にも倉吉の食で人を呼ぶことを検討すべきでないか。	倉吉市には牛骨ラーメン以外にも地酒や和菓子、関金わさびの加工品、いわななどの川魚、すいか、メロン、梨など食の特産物があります。鳥取中部広域観光ビジョンにて示すとおり、倉吉の美味しい食材や料理で人を呼び込めるよう、戦略的なプロモーションや観光メニューの造成等に取り組んで参ります。

(2) 多様な主体との連携

① 大学との連携

- ・鳥取短期大学と倉吉市において、地域と大学の連携強化、相互の資源を活用し地域社会の発展と人材を育成するため、平成 26 年 8 月 26 日に包括的な協定を締結した。